

中野区児童館運営・整備推進計画(案)について

中野区児童館運営・整備推進計画(素案)に関する意見交換会等の実施結果を踏まえ、以下のとおり計画(案)を作成したので報告する。

1 意見交換会等の実施結果

(1) 意見交換会

開催日時	会場	参加者数
10月31日(火) 18時30分~20時	オンライン(Zoom)	5人
11月1日(水) 15時~18時	若宮児童館 ※	22人
11月2日(木) 15時~18時	中野東図書館ティーンズ ルーム ※	8人
11月5日(日) 10時~11時30分	中野区役所	12人
11月7日(火) 15時~18時	朝日が丘児童館 ※	24人
11月8日(水) 15時~18時	野方児童館 ※	39人
11月8日(水) 18時30分~20時	オンライン(Zoom)	8人
合 計		118人

※子どもを対象とし、分かりやすい資料を用いて説明を行った。また、意見交換会の時間内において、都合の良い時間に参加できる形式とした。

(2) 関係団体等からの意見聴取

団体数：8団体

参加者数：145人(延べ人数)

(3) 区民から電子メール等で寄せられた意見

件数：16件(電子メール5件、FAX1件、郵送1件、Webフォーム9件)

(4) 計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

別添1のとおり

2 計画（素案）から計画（案）への主な変更点

別添2のとおり

3 中野区児童館運営・整備推進計画（案）

別添3のとおり

4 パブリック・コメント手続の実施

計画（案）に対するパブリック・コメント手続について、令和5年12月20日（水）から令和6年1月19日（金）までの期間に実施する。

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月～ パブリック・コメント手続の実施

令和6年3月 計画策定

計画(素案)に対する主な意見の概要及びそれに対する区の考え方

NO	主な意見の概要	区の考え方
3類型への移行に関すること		
1	今後もすべての施設で0歳から18歳までを対象としていくのであれば、「これまでの機能はある」とした上で「強化する機能がある」と記載してほしい。	
2	児童館は小学生の大切な居場所になっている。キッズ・プラザがあっても児童館を選んで来る子どもたちの居場所を奪わないでほしい。	移行後の児童館は、いずれも0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設である。どの館においても、タイムシェアやゾーニングの考え方を取り入れ、乳幼児親子・小学生・中高生世代が利用しやすい運営とし、その上で類型に応じた特色を出していきたい。 新たな児童館の運営モデルは、令和6年度に実施するモデル事業において、検討を進めていく。
3	乳幼児機能強化型児童館であっても、乳幼児親子も小学生も使えるようにしてほしい。	
4	中高生は中高生機能強化型、乳幼児は乳幼児機能強化型の児童館しか使えないと誤解してしまうので、記載方法を工夫してほしい。	
5	児童館で、小学生しか使えない時間帯があり、遊ぶことができなかった。多くの年代が使える工夫をしてほしい。	
6	児童館が乳幼児向けになると、小学生の遊ぶ場所、時間が減ったりするのか。今と同じように遊べるようにしてほしい。(※)	移行後の児童館は、いずれも0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設である旨を第4章冒頭(10ページ)に記載していたが、よりわかりやすくするため、「4-2 乳幼児機能強化型児童館」、「4-3 中高生機能強化型児童館」の機能・役割に、「移行後も0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設として運営する」旨を追記する。
7	類型を3つに分けて、機能を限定的にし過ぎるのはよくない。柔軟な運営ができるようにしてほしい。	
8	乳幼児機能強化型児童館には、中高生は行きづらいのではないか。	
9	中高生の居場所は重要であるので、区内に広げてほしい。	
10	中高生施設は若宮児童館1か所しかないの、中高生の居場所を増やしてほしい。(※)	移行後の児童館は、いずれも0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設である。どの館においても、タイムシェアやゾーニングの考え方を取り入れ、乳幼児親子・小学生・中高生世代が利用しやすい運営とし、周知広報も工夫していく。
11	中高生機能強化型が、区内に1館というのは少ないのではないか。	
12	児童館は学校区や年齢で利用が分断されてしまうイメージがある。	
中高生機能強化型児童館に関すること		
13	中高生機能強化型児童館への期待は大きい。中高生の意見を十分に聴いてほしい。	中高生機能強化型児童館の施設のあり方・機能等については、「若者活動支援事業」において、中高生世代の意見を聴き、反映していく考えである。
14	中高生機能強化型児童館は、なぜ必要なのか。どのようなニーズがあるのか。軽運動や音楽活動とはどういうものを想定しているのか。	中高生世代が自由に過ごせる居場所が不足していると認識しており、中高生世代のニーズに対応する機能を特色とする児童館への移行を検討している。 具体的な中高生世代のニーズとしては、身体を動かすことや音楽活動、おしゃべりや交流できる場所などが挙げられる。軽運動とはバスケットボールなど、音楽活動とは楽器演奏などを想定しているが、施設のあり方・機能等については、中高生世代の意見を聴き、反映していく考えである。

NO	主な意見の概要	区の考え方
15	部活動や塾帰りにも児童館に寄りたいので、開館時間を延ばしてほしい。18時閉館では遊ぶ時間が短い。(※)	中高生世代の利用を想定し、開館時間の柔軟化(夜間の開館など)を検討する。
16	遅くまで勉強できるよう、開館時間を延ばしてほしい。(※)	
17	ギターなど楽器を演奏したい。みんなで歌ったりできる場所がほしい。(※)	意見を踏まえ、「4-3 中高生機能強化型児童館」の「① 中高生世代のニーズを踏まえた居場所・遊び場機能の拡充」に、「ダンス、楽器演奏、歌」を追記する。
18	ダンスなど、体を動かす遊びがしたい。(※)	
19	中高生機能強化型児童館は、産業振興センター跡にできる複合交流拠点と同じものか。	産業振興センター跡に計画されている複合交流拠点には、中高生世代の居場所機能として中高生スペースを設ける予定である。一方で、中高生機能強化型児童館は、中高生世代を含む0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設である。
20	中高生機能強化型児童館は、区内1館とのことであるが、産業振興センター跡を活用した中高生の居場所づくりの構想はなくなったのか。	
子どもの居場所に関すること		
21	児童館が不登校の子どもの居場所にもなると良い。自分の学校に居づらい子どもにとっては、少し遠い児童館の方がサードプレイスとして通いやすいと思う。	多様な子どもの居場所づくりに取り組む必要があると認識している。どの種類の児童館であっても、子どもの居場所となるようニーズを踏まえた運営をしていく考えである。また、福祉的課題に対応するため、基幹型児童館には福祉職の区職員を配置し、より子どもと子育て家庭に寄り添った支援をしていきたい。
22	中高生の居場所の確保は、現在も不登校の子どもがいるので、すぐにでも必要だと思う。(※)	意見を踏まえ、「4章 具体的な取組」の「③ 新たな児童館の運営モデルの確立」に、「運営モデルの検討を進めていく中で、各館において、各類型への移行前に取り入れられるものについては、可能な限り運営内容に反映する」旨を追記する。
23	子どもの日常生活圏域を中学校区としているのは、大人目線ではないか。子どもが徒歩圏内で行ける場所が必要である。ソーシャルワークという意味でも、児童館職員にはできる限りアウトリーチを行ってほしい。	中学校区を単位として、保幼小中連携教育を進めていることや、地区懇談会を開催していること等から、区としては中学校区を1つの単位として捉えている。基幹型児童館は、地域子ども施設の巡回・支援などを行い、子どもと子育て家庭の支援を強化する。
開館日時や飲食に関すること		
24	日曜日に乳幼児親子日曜開放事業(ふらっとサンデー)が行われているが、小学生や中高生にも居場所が必要である。	現在の日曜利用の形は暫定的なものと考えている。今後は、児童館の開館日、開館時間の拡充とあわせて、小学生や中高生世代の居場所を確保していくとともに、より魅力的な運用となるよう検討を進めていく。
25	ふらっとサンデーを利用しているが、普段は使えるおもちゃなどが使えない場合があり、せっかくある資源なのにもったいないと思う。	
26	ふらっとサンデーを利用しているが、話しかけてくれたり、対応してくれる職員がいるとありがたいと思う。	
27	ふらっとサンデーは、乳幼児に限定した事業であり、小学生の兄弟がいても一緒に遊ぶことができない。兄弟は一緒に遊べる等柔軟な対応を検討してほしい。	

NO	主な意見の概要	区の考え方
28	子どもの保育園帰りに児童館を利用したいが、18時に閉まってしまうので、30分でも延長できると助かる。	
29	保育園帰りにママ友と集まり、夜ごはんを持ち寄り、食べながら子どもを遊ばせて帰ることができる場所があると良いと思う。	
30	週に数日でも良いので、20時くらいまで開館している場所があると嬉しい。	利用者のニーズを踏まえて、開館時間、開館日の拡充を検討していく。また、利用ルールの見直しに当たっては、当事者である子どもや子育て家庭の意見を反映していく考えである。
31	子どもがおやつや昼ごはんを持ち寄って、一日過ごせるスペースを設定してほしい。	「第4章 具体的な取組」の「① 子どもの居場所・遊び場機能の拡充」に、「昼食やおやつを持ち込みが可能で、飲食のできるスペースの確保や時間帯の検討」を追記する。
32	開館時間を長くしてほしい。(※)	
33	夜ごはんを食べられるようにしてほしい。(※)	
34	館内でおやつを食べたい。おやつを食べるゾーンを作してほしい。(※)	
児童館の運営や利用ルールに関すること		
35	子どもが児童館ごとのルールの違いで混乱したり、大人主導にならないよう、子ども目線で運営してほしい。	
36	運営を委託化した後も、子どもの自主性を活かした運営を進めていってほしい。	新たな児童館の運営モデルを確立するため、令和6年度に実施するモデル事業において、運営指針・マニュアルや利用ルールの見直しを行っていく。利用ルールの見直しに当たっては、当事者である子どもや子育て家庭の意見を反映していく。
37	子どもから区の運営の仕方にある程度の意見を出せるような仕組みがあっても良いと思う。中野区ハイティーン会議や若者会議という形で行われてはいると思うが、もっと手軽に意見を言える機会があると良い。(※)	
38	スマートフォンや携帯用ゲーム機を自由に使いたい。(※)	Wi-Fiは、学習用タブレットの使用や、調べ学習のための利用を目的として設置した。スマートフォン等については、館の中での遊びのルールにおいて、利用場所を限定している。
39	Wi-Fiを自由に利用できるようにしてほしい。学習だけでなく、ゲームや動画を見る場合にも使いたい。(※)	今後、令和6年度に実施するモデル事業において、運営指針・マニュアルや利用ルールの見直しを行っていく中で、当事者である子どもや子育て家庭の意見を反映していく考えである。
40	小学生に関しては、ゲームの持ち込みを解禁してあげてほしい。Wi-Fi利用については、直営と委託の館でルールに差が出ないようにしてほしい。	
地域連携や子育て支援活動、利用者支援事業などに関すること		
41	児童館において、地域の力の活用をどのように考えているか。	
42	地域団体が児童館施設を借りて活動しているが、共通のルールを定め、より広く使いやすくしてほしい。イベントを実施したくても、子どもを連れて集まれる場所が少ないので、保護者が自主的に活動できる場を考えてほしい。	地域の活動を支援していくことは、児童館の一つの役割であると考えている。基幹型児童館の機能・役割の中に記載しているように、児童館エリア内の地域連携の促進に取り組んでいく。
43	児童館の支援機能の強化により、児童館が子育て不安の解消と、地域とのつながりとしての重要な拠点となることを期待している。	「4-1 基幹型児童館」の「② 地域連携の促進」に、「子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進めて、地域における連携の強化を図る」旨を追記する。
44	児童館が子育て支援団体の育成をサポートしてくれるとありがたい。親子と児童館が1対1でつながるだけでなく、児童館と乳幼児の親サークルなどが協力し合って多様な居場所づくりができると、親子にとっても選択肢も広がり、支援から零れ落ちる人が減らせると思う。	「4-2 乳幼児機能強化型児童館」の「① 乳幼児親子向け事業の充実」に、「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」を追記する。

NO	主な意見の概要	区の考え方
45	「利用者支援事業」を活用するとあるが、具体的にどういことなのか。事業の中身が分かりづらい。	意見を踏まえ、「4-1 基幹型児童館」の「① 福祉的課題への対応」の利用者支援事業の内容に、「身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行う」旨を追記する。
委託による児童館運営に関すること		
46	委託化によって、地域とのつながりが失われたり、柔軟な運営ができなくなることが不安である。	
47	事業者へ委託をすると、現在の地域の活動が継続できるのか、不安である。	民間事業者へ運営を委託する場合でも、区立施設であることは変わらない。地域活動での利用や児童遊園の利用の仕方、災害時の対応等は、引き続き区としても必要な事項であると考えている。委託化においては、これまでの地域とのつながりや運営に関する内容を踏まえた上で、丁寧に検討を進めていく。
48	児童館の民間委託をやめてほしい。民間事業者の判断により、遊園の利用を制限されたり、子ども食堂など地域団体が利用できなくなると困る。災害時などの活用、地域団体の公益的な活動における利用など、柔軟な対応ができなくなる等も懸念である。	
49	児童館の運営を委託化する際、併設する学童クラブと同じ事業者が運営していくのか。	児童館併設の学童クラブ、近隣のキッズ・プラザとの連携を図った効果的な運営としていく必要がある一方、乳幼児親子向け事業への専門性の確保、同一建物内の一体的な運営等、様々な課題があると認識している。今後、契約手法とあわせて検討していく。
50	民間委託の契約に関して、想定している契約期間等はあるか。	現在民間事業者へ委託をしているキッズ・プラザや学童クラブは、契約は1年ごとであるが、履行状況により、更新を含めて最長で5年間の契約期間としている。
51	地域に根ざすには3年とか5年では短い。このような契約期間で地域や保護者との信頼関係を築けるのか。	区の契約のルールに則り、地域との関係・保護者との信頼関係を築くためにも、事業者の専門性も活かしながら、連携した運営をしていきたい。
52	令和6年度のモデル事業は、区職員が直営で行い、民間事業者への委託は令和7年度からということか。	令和6年度に、区職員によるモデル事業の実施を通じて、より利用者目線の運営モデルを確立していきたい。
区職員の体制に関すること		
53	一部の児童館の運営を委託化することだが、各施設を職員が巡回するのか。	
54	1人の館長が、エリア内全ての児童館を見るのは大変である。	
55	区職員が運営する児童館が、現在の体制のままでは厳しい。職員の配置を増やす必要がある。	中学校区に1館配置する基幹型児童館には、区職員を配置し、エリア内の地域子ども施設の巡回・支援を通じて、子どもと子育て家庭の支援を強化していく考えである。
56	直営の児童館から巡回することであるが、それには、十分な人員配置が必要だ。	基幹型児童館の職員は、開館日時や業務量に見合った適正な配置を検討していく。
57	今後、少なくとも9館は直営を維持してほしい。そのためには、職員採用と専門性の構築や、それぞれの業務に見合った職員数の配置を進めてほしい。	児童館の職員が、よりソーシャルワークに注力できるよう、事務の効率化や本庁との役割分担の見直しを検討していく。
58	児童館職員の採用が長くなかったため、職員が高齢化している。1館あたりの職員数が減っており、忙しいと聞いている。児童館職員が巡回するというが、手が回らないのではないかと。職員が他の親子とつないでくれたり、トイレに行く間、子どもをちょっと見てくれたり、という対応が求められている。	

NO	主な意見の概要	区の考え方
59	「専門性を持った職員の育成・配置」とあるが、区として必要としている専門性とは、どのような内容か。	
60	福祉職を配置すると書いてあるが、福祉職と子どもの遊びの専門家は専門性が違うのではないか。	直営の児童館においては、ソーシャルワーク機能を強化した運営を行うために、福祉職を配置する予定である。一方で、子どもの遊びに係るスキルも重要と考えており、児童厚生に関する専門資格の取得支援を行うなど、専門性の高い人材を育成していく。
61	職員を「遊びのプロ」として育成してほしい。福祉の視点も大切だが、子どもの生活と遊びは切り離せない。遊びの中で子どもは育ち、子どもと一緒に遊んでくれる大人を信頼して、遊んでいるときにポロっと抱えている悩みを話す。児童館職員の遊ぶ力を大切にしてほしい。	
施設の修繕や改修に関すること		
62	乳幼児機能の強化というが、現状のトイレは使いづらい部分がある。1歳から3歳くらいまでの子が立って着替えやおむつ替えができるスペースを作ってほしい。	施設の状況に応じて、利便性向上のための修繕等を行っていく。トイレの洋式化などの改修と併せて、おむつ替え台や着替え台、授乳スペースの設置も検討していく。
63	トイレをきれいにしてほしい。(※)	「3-3 施設整備の考え方」の「(1)利便性向上のための対応」に、「着替え台の設置」を追記する。 「授乳スペースなどの乳幼児親子向けの設備の拡充」を追記する。
64	授乳できる場所が児童館によって差がある。安心して授乳できるスペースを設置してほしい。	
65	手を洗うところが高い位置にある子ども施設がある。子どもが使いやすいようにしてほしい。	手洗い場の使い勝手向上なども含めて、利用者の利便性向上のための修繕等を行っていく考えである。
66	冷水器を設置してほしい。(※)	意見を踏まえ、「3-3 施設整備の考え方」の「(1)利便性向上のための対応」に、「冷水器の設置」を追記する。
67	車椅子利用の子どもが利用しやすいよう、入り口等の配慮をしてほしい。	大規模改修にあたり、可能な限りバリアフリー対応を行いたいと考えている。改修時に、施設の状況に応じて、個別に判断していく。
68	児童館の改修の際は、トイレ改修等の他、バリアフリー対応も行ってほしい。	「3-3 施設整備の考え方」の「(2)老朽化への対応」に、「大規模改修にあたり、可能な限りバリアフリー対応する」旨を追記する。
69	想定スケジュールについて、2か年にわたり「改修」とあるが、改修に2年間かかるのか。また、改修中は閉館するのか。	1年目が改修に伴う設計、2年目が実際の工事である。改修の工事期間は、施設の状況に応じて休館を伴う。 「4-4 児童館別の想定スケジュール」の「改修」について、各年度の内容が分かるように追記。
おもちゃやイベント等に関する要望		
70	今あるおもちゃの種類を増やしてほしい。新しいおもちゃをおいてほしい。(※)	意見を踏まえ、「第4章 具体的な取組」の「①子どもの居場所・遊び場機能の拡充」に、「子どもの年代別のニーズを踏まえたおもちゃ・遊具、本・マンガ、イベントなどの充実」を追記する。 「子どもの多様な遊び・学び・体験の場となり、交流が生まれるイベントの検討」を追記する。
71	家だと昔のおもちゃやボードゲームはない。児童館でそういうもので遊べるのが楽しい。(※)	
72	本やマンガの種類を増やしてほしい。マンガを最終巻までおいてほしい。(※)	
73	イベントを増やしてほしい。工作、お菓子作り、折り紙教室、絵・勉強を教えるイベントなど。小さい子ども向けのイベントを中高生で企画・運営してみたい。(※)	
74	児童館では、小さい子から大きな子、親まで異年齢の交流ができる。機能強化も良いが、異年齢が交流するということも大切にしてほしい。子どもが高齢者と交流する世代間交流の機会を設定できると良い。	

NO	主な意見の概要	区の考え方
全般に関すること		
75	計画の検討に当たっては、子どもの意見を尊重すべきである。	本計画に関して、児童館や図書館で子ども向けの意見交換会を実施しており、子どもの意見を尊重しながら検討を進めている。また、意見交換会をWeb開催するなど、広く区民から意見を募っている。
76	真摯に区民の意見に耳を傾け、意見を吸い上げてほしい。	主な意見の概要と区の考え方については、区ホームページに掲載し、意見をいただいた区民へのフィードバックを行う。また、子どもからの意見については、子ども用のフィードバックとして、子ども向けの分かりやすい資料を作成する予定である。
77	子どもからどのような意見があって、区はどのような考えなのか、意見を出した子どもや中高生も含め、区民に共有してほしい。	
78	中高生の居場所に関する周知広報を充実してほしい。	意見を踏まえ、「第4章 具体的な取組」の「③ 新たな児童館の運営モデルの確立」に、「広報活動の改善」を追記する。
79	児童館の広報活動が不十分であると感じる。	
80	児童館内の学童クラブは原則廃止、となっているが、一旦廃止なのか。中野駅周辺は、まちづくりの進展により人口が増えることが予想される。今後、どのように待機児童対策を行っていくのか。	子どもが安全・安心に放課後を過ごせるように、学童クラブ需要に対応する必要がある。キッズ・プラザ併設学童クラブを整備済みの小学校区については、児童館内学童クラブを縮小・廃止していくことが原則であるが、待機児童の発生が予測される場合は、児童館内学童クラブの運営を暫定的に継続する考えである。

○ 意見の概要は、区分整理の関係から、提出された意見の分割や同趣旨の意見等の統合を行っている場合がある。また、個別性の高い意見については掲載を省略している。

○ 子どもからの意見については、意見の概要に(※)を表示している。

計画（素案）から計画（案）への主な変更点

項目		頁	主な変更点	別添1の 該当意見
第3章 児童館 の運営・整備推 進の考え方	3-3 施設整備 の考え方	8	「(1)利便性向上のための対応」に、「着替え台の設置」と、「授乳スペースなどの乳幼児親子向けの設備の拡充」を追記。	No.62、 64
		8	「(1)利便性向上のための対応」に、「冷水器の設置」を追記。	No.66
		8	「(2)老朽化への対応」に、「大規模改修にあたり、可能な限りバリアフリー対応する」旨を追記。	No.67、68
第4章 具体的な取組		10	冒頭の2つ目の■に、「児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子どもの心身の健やかな育成と情操を豊かにすることを目的とした施設として運営する」旨を追記。	
第4章 具体的 な取組	各類型に共通する 機能	10	「①子どもの居場所・遊び場機能の拡充」に、「子どもの年代別のニーズを踏まえたおもちゃ・遊具、本・マンガ、イベントなどの充実」を追記。 「子どもの多様な遊び・学び・体験の場となり、交流が生まれるイベントの検討」を追記。	No.70、71、 72、73、74
		10	「①子どもの居場所・遊び場機能の拡充」に、「昼食やおやつの持ち込みが可能で、飲食のできるスペースの確保や時間帯の検討」を追記。	No.29、31、 33、34
		11	「③新たな児童館の運営モデルの確立」に、「広報活動の改善」を追記。	No.78、79
		11	「③新たな児童館の運営モデルの確立」に、「運営モデルの検討を進めていく中で、各館において、各類型への移行前に取り入れられるものについては、可能な限り運営内容に反映する」旨を追記。	No.22
	4-1 基幹型児 童館	12	「① 福祉的課題への対応」の利用者支援事業の内容に、「身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行う」旨を追記。	No.45
		12	「② 地域連携の促進」に、「子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進めて、地域における連携の強化を図る」旨を追記。	No.41、42、 43、44

項目		頁	主な変更点	別添1の 該当意見
第4章 具体的な 取組	4-2 乳幼児機能強化型児童館	13	「機能・役割」に、「移行後も0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設として運営する」旨を追記。	No.1、2、3、 4、5、6、7
		13	「① 乳幼児親子向け事業の充実」に、「子育て親子の交流の場の提供と交流の促進」を追記。	No.41、42、 43、44
		14	「配置」の「※文園児童館について」の記載を以下のとおり修正 (修正前)桃園第二小学校内にキッズ・プラザが整備され次第、乳幼児機能強化型児童館へ移行します。 (修正後)桃園第二小学校の新校舎整備の状況を踏まえ、乳幼児機能強化型児童館への移行時期や学童クラブの継続を検討します。	
	4-3 中高生機能強化型児童館	15	「機能・役割」に、「移行後も0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設として運営する」旨を追記。	No.1、2、3、 4、5、6、7
		15	「① 中高生世代のニーズを踏まえた居場所・遊び場機能の拡充」に、「ダンス、楽器演奏、歌」を追記。	No.17、18
	4-4 児童館別の想定スケジュール	17,18	表中の「改修」について、各年度の内容が分かるように追記。	No.69

中野区児童館運営・整備推進計画（案）

2024年度～2028年度

（令和6年度～令和10年度）

2023年（令和5年）11月

中野区

<目次>

第1章	計画の基本的な考え方	1
1-1	計画策定の背景と目的	1
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画期間	2
第2章	現状と課題	3
2-1	児童館を取り巻く状況	3
2-2	児童館の現状と課題	3
第3章	児童館の運営・整備推進の考え方	6
3-1	児童館の果たす機能・役割	6
3-2	取組の方向性	6
3-3	施設整備の考え方	8
第4章	具体的な取組	10
4-1	基幹型児童館	12
4-2	乳幼児機能強化型児童館	13
4-3	中高生機能強化型児童館	15
4-4	児童館別の想定スケジュール	17

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画策定の背景と目的

- 少子化や核家族化、保護者の就労状況の多様化など、社会状況等が大きく変化する中、子どもと子育て家庭を取り巻く環境も大きく変化しています。孤独・孤立への不安や児童虐待、不登校、いじめ、貧困など様々な課題が複雑かつ複合化しているとともに、共働き世帯の増加による学童クラブ需要が年々増加傾向にあることから、早急かつ重点的に多様な居場所づくりに取り組むことが求められています。
- 国の動向として、2023年4月のこども基本法の施行やこども家庭庁の発足など、「こどもまんなか社会の実現」に向け、子どもの視点に立ち、子どもの最善の利益を考え、子どもと子育て家庭の福祉や健康の向上を支援する対策が進められています。
- 区は、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりの推進を図るため、2022年3月に「中野区子どもの権利に関する条例」を制定しました。条例では、区に関わる全ての人々が子どもの権利を尊重する理念を持ち、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を保障する、「子どもにやさしいまち中野」をつくっていくことを宣言しました。
同条例の第19条では、子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを進めるとともに、居場所づくりに関して子どもの意見表明や参加の機会確保など、子どもの意見を尊重することとしています。
- このような背景を踏まえて、子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所である児童館（「ふれあいの家」を含む）については、これまでの児童館の機能に加えて、虐待・貧困などの福祉的な課題への対応など、社会情勢の変化に合わせた機能強化が求められています。
- 区は、子どもと子育て家庭を取り巻く福祉的課題や、多様なニーズへの対応を図り、児童館の機能強化等を円滑に進めるとともに、計画的な施設更新を実現するため、「中野区児童館運営・整備推進計画」（以下、「本計画」といいます）を策定しました。

1 - 2 計画の位置づけ

中野区基本構想及び中野区基本計画に掲げる「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を実現するため、児童館に関する施策を取りまとめた個別計画とします。今後、中野区基本計画や中野区区有施設整備計画が改定される場合には、それらの計画に本計画の内容を反映させていくものとします。

1 - 3 計画期間

- 2024年度(令和6年度) から 2028年度(令和10年度)までの5年間

第2章 現状と課題

2-1 児童館を取り巻く状況

- 2023年4月に発足したこども家庭庁において、すべての子どもが安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや多様な体験活動、外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高めていくことなどが重要であることから、子ども・若者の「居場所づくり」を強力に推進していくこととしています。
- 児童館に関しては、2023年3月に国の「放課後児童対策に関する専門委員会・児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」の審議結果が取りまとめられました。この中で、「これまでの児童館の機能・役割に加え、中高生世代への支援、虐待・貧困などへの福祉的課題への対応等の社会情勢の変化に合わせた機能・役割の強化・見直しが必要であること」や「児童館が果たすべき基本的機能・役割と発展的な機能・役割を整理し、種別を『基本型』、『機能強化型』など類型を再編することが課題であること」など、今後の児童館のあり方が示されました。
- また、同ワーキンググループの取りまとめでは、「児童館は唯一子どもが自ら選んで行くことができる児童福祉施設であることから、子どもが有する権利を保障する施設である。また、遊びを通じた健全育成を行うことで、子どもの福祉増進を目指すという目的そのものが希有であり、児童福祉法に位置づけられたことの意義がある」など、児童館の存在が子どもの権利保障の一端を担っており、子どもの居場所として重要であることが示されています。

2-2 児童館の現状と課題

(1) これまでの経緯

- 中野区では、1966年以来、すべての児童の健全育成を目的として、小学校区ごとに児童館を配置するとともに、児童館内に学童クラブを併設し、一体的な運営を行ってきました。
- 2008年から、国の方針と方向性をあわせ、小学生の放課後の遊び場としてキッズ・プラザを展開することとし、小学生の安全・安心な居場所を小学校内に設置することとしました。

- 2010年3月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」において、児童館は、9か所のU18プラザとすべての小学校に設置するキッズ・プラザに再編することとし、U18プラザとして展開しない児童館は、キッズ・プラザ整備後に廃止する方針としました。
 - 2016年4月に策定された「新しい中野をつくる10か年計画(第3次)」においては、U18プラザを廃止することとしました。
 - 2019年1月に「中野区の新たな区政運営方針」を定め、子どもと子育て世帯に対する地域包括ケアの地域づくりを進めるため、現在の児童館施設等を活用して、地域の子育て活動の支援拠点を適正に配置することとしました。
 - 2021年3月に「中野区基本構想」、9月に「中野区基本計画」を策定し、「未来ある子どもの育ちを地域全体で支えるまち」を掲げ、子どもの学び・遊び・体験の充実のため放課後等の子どもの居場所づくりを進めてきました。
 - 2021年10月に策定した「中野区区有施設整備計画」において、児童館は「新たな機能を備えた児童館」として、各中学校区に1施設の配置を基本としました。閉館する児童館については、学童クラブ施設への転用などを検討することとしました。
 - 2021年12月に児童館4館を廃止する「児童館条例の一部を改正する条例」が区議会で否決されました。
-
- その後、子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所である児童館について、現在の18館のうち一部を、乳幼児親子事業を主とした施設などに転用し機能強化を図ることを検討してきました。
 - 2023年には、区民の意見やニーズ、区議会での議論などを踏まえ、児童館条例等に基づく施設としての位置付けを継続し、多様な居場所の重要性を踏まえ児童館の役割を見直すとともにソーシャルワーク機能(地域の見守り・ネットワーク・相談支援)、乳幼児親子向けの機能、中高生世代向けの機能を強化していくこととしました。

(2) 児童館の現状と課題

■ 現状

- 中野区には現在16館の児童館と2館のふれあいの家が設置されており、児童福祉法に基づく児童厚生施設として、子どもの心身の健やかな育成と情

操を豊かにすることを目的とした施設として運営しています。

- 児童館は、0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象とした施設です。ふれあいの家は60歳以上の方も対象です。
- 一部の児童館には、施設内に学童クラブを併設しており、放課後の子どもの居場所となっています。
- 児童館には遊戯室や工作室などがあり、大人に見守られながら遊びや体験活動などを展開し、安全・安心に過ごしています。

施設数	16館
利用日時	▶ 火曜日から金曜日まで（祝日は休館） 午前10時～午後6時 ▶ 土曜日・学校休業日 午前9時～午後5時
年間利用者数	延べ318,859人（2022年度利用実績）

- ふれあいの家は、児童館としての機能を備えるほか、60歳以上の方も対象とした複合施設です。

施設数	2館
利用日時	▶ 月曜日から土曜日まで（祝日は休館） 午前10時～午後6時
年間利用者数	延べ32,622人（2022年度利用実績）

■ 課題

- これまで児童館が果たしてきた機能・役割に加えて、社会情勢の変化にあわせた役割の見直しと機能の強化が求められています。
- 具体的には、
 - ・虐待や貧困、不登校などの福祉的課題への対応
 - ・子育ての孤独・孤立化、地域とのつながりの希薄化
 - ・共働き世帯の増加に伴う放課後の子どもの居場所の充実
 - ・中高生世代の居場所の確保などが挙げられます。
- また、児童館施設の老朽化が進んでおり、18館のうち9館が建築後40年を経過しています。今後、計画的な施設更新を行う必要があります。

第3章 児童館の運営・整備推進の考え方

3-1 児童館の果たす機能・役割

現状・課題やその背景などから、児童館が果たす機能・役割は、大きく以下のとおりです。

- 遊びによる子どもの健全育成
- 子どもの居場所・交流機能の提供
- 子どもと子育て家庭の抱える福祉的課題の発生予防・早期発見と対応
- 子育て家庭への支援
- 地域の子育てに関わる団体や人とのネットワークの推進
- 子どもの意見表明・参加の促進
- 配慮を必要とする子どもへの対応

3-2 取組の方向性

上記の児童館の果たす機能・役割を実現するため、以下の6つの方向性から、今後の児童館運営・整備を推進していきます。

(1) 児童館の機能強化の推進

子どもの居場所・遊び場・交流等のこれまでの児童館が果たしてきた機能・役割を基礎としたうえで、ソーシャルワーク機能、乳幼児機能、中高生機能を強化するため、現在ある18館の児童館を以下の3つの類型に移行します。(類型の詳細は後述)

- ① 基幹型児童館（9館）
- ② 乳幼児機能強化型児童館（8館）
- ③ 中高生機能強化型児童館（1館）

(2) 子ども・保護者等のニーズを捉えた運営の改善

児童館を利用する当事者である子どもと保護者等のニーズを捉え、利用者の声を聴き、開館日時を拡充するなど、居場所・遊び場としての機能を充実します。

(3) 福祉的課題への対応強化

子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化し、すこやか福祉センターや児童相談所等の関係機関と連携した継続的な見守りを行います。

地域の子育て・子育ての拠点として、子どもの日常生活圏域等を踏まえ中学校区に1館をソーシャルワークの中心となる児童館として位置付けます。

(4) 民間活力の活用

一部の児童館の運営を民間事業者に委託することで、事業者のノウハウを活用したサービスの向上を図り、子どもにとって魅力ある居場所づくりを目指します。

(5) 専門性を持った職員の育成・配置

福祉的課題に対応し、より子どもと子育て家庭に寄り添った支援を行うため、福祉職の区職員を配置します。職員は、福祉職としてすこやか福祉センターや児童相談所など、様々な福祉職場での経験を基礎とした上で、児童館職員として必要な専門性と対応力を高めていきます。

(6) 計画的な施設更新の推進

児童館は最も古いもので建築後48年を経過しており、18館のうち半数が建築後40年を超えています。子どもと子育て家庭にとって身近な地域の居場所として、施設の老朽化の状態を踏まえて、安全・安心な運営ができるよう計画的な施設更新を進めていきます。

3-3 施設整備の考え方

児童館の機能強化等を円滑に進めるとともに、計画的な施設更新を実現していく必要があります。今後、以下の考え方に基づいて施設整備を進めていきます。

(1) 利便性向上のための対応

- 運営を委託化する児童館については、民間事業者による委託開始前に、利用者の利便性向上のための修繕等を行うことを基本とします。
- 具体的な整備内容は、各児童館の状況により異なりますが、以下のような内容を検討していきます。

- ・トイレの洋式化、おむつ替え台・着替え台の設置
- ・授乳スペースなどの乳幼児親子向けの設備の拡充
- ・指はさみ防止のためのスライドドア化などの安全対策
- ・ホールのクッションフロア化
- ・内装の変更
- ・手洗い場の使い勝手向上、冷水器の設置 など

(2) 老朽化への対応

- 児童館18館のうち9館が建築後40年を超え、床・壁・天井など施設の経年劣化が進んでいますが、2022年度に実施した建物調査の結果から、駆体の耐久性の低下は見られませんでした。
- 今後は、区有施設の建替目安である建築後60年を基本としつつ、建物調査の結果も踏まえ、老朽度や緊急性の高い施設から順番に、大規模改修や施設修繕を行い、施設を使用していきます。
- 大規模改修にあたっては、施設の状況に応じて可能な限りバリアフリー対応を行います。
- 子どもたちが安全・安心に過ごすため、本計画に記載する計画的な修繕や大規模改修のほかに、設備等の維持補修を実施します。

(3) 大規模改修の実施時期と児童館内の学童クラブ

- 大規模改修は、児童館内の学童クラブの廃止の時期にあわせて実施することを原則とします。
- 児童館内の学童クラブは、全小学校に配置するキッズ・プラザ併設の学童

クラブ設置に併せて、廃止することを原則とします。

- ただし、施設の老朽度や緊急性が高い場合には、安全性の観点から、大規模改修を実施します。この場合、児童館内の学童クラブは、代替場所を確保するなどして継続性を担保します。

(4) 中高生機能強化型児童館

- 中高生世代向けの事業を強化した運営を行う「中高生機能強化型児童館」については、軽運動や音楽活動、交流のための談話スペースなど、中高生世代のニーズに対応した機能が求められています。
- これらを実現するため、大幅な改修もしくは建替による施設更新を検討していきます。検討にあたっては、当事者である中高生の意見を施設の基本構想などに反映していきます。

第4章 具体的な取組

- 今後は、現在ある18館の児童館の機能を強化するため、3つの類型に移行して運営をしていきます。
- 移行後の児童館はいずれも、児童福祉法に基づく児童福祉施設として、子どもの心身の健やかな育成と情操を豊かにすることを目的とした施設として運営していきます。0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設であり、これまで児童館が果たしてきた機能・役割を基礎とした上で、類型ごとの機能を強化していきます。

■ 各類型に共通する機能

子ども・保護者等のニーズを捉えた運営を行うこととし、以下の機能は全児童館に共通する機能として強化していきます。

① 子どもの居場所・遊び場機能の拡充

- 利用者のニーズを捉えて、開館日を拡充することを検討します。
- あわせて、開館時間の延長を検討します。
- 自由におしゃべりや交流ができるロビー機能を拡充します。
- 学習スペースを設置します。
- 子どもの年代別のニーズを踏まえ、おもちゃ・遊具、本・マンガ、イベントなどを充実します。
- 子どもの多様な遊び・学び・体験の場となり、交流が生まれるイベントを検討します。
- 昼食やおやつの持ち込みが可能で、飲食のできるスペースの確保や時間帯を検討します。

② 乳幼児親子の居場所

- 地域の子育て・子育ての拠点として、児童館における乳幼児親子向け事業を実施します。

③ 新たな児童館の運営モデルの確立

- 基幹型児童館への移行と、乳幼児機能強化型児童館の委託化に向けた「モデル事業」を実施します（2024年度）。運営指針・マニュアルや利用ルールの見直し、広報活動の改善など、新たな運営モデルを確立していきます。
- モデル事業では、子どもの居場所づくりや子どもの権利に関して知見のある外部有識者によるアドバイスを踏まえて、新たな運営モデルに反映します。
- タイムシェアやゾーニングの考え方を取り入れ、乳幼児親子・小学生・中高生世代が利用しやすい運営とします。
- 利用ルールなどに、子どもと子育て家庭の意見を反映します。子どもならではの視点を生かし、当事者にとって魅力ある運営としていきます。
- 運営モデルの検討を進めていく中で、各館において、各類型への移行前に取り入れられるものについては、可能な限り運営内容に反映させていきます。

4-1 基幹型児童館

■ 機能・役割

地域の身近な子どもの居場所・遊び場・交流の場であるとともに、地域の子育て・子育ての拠点として、中学校区に1館配置します。エリア内の地域子ども施設（児童館、学童クラブ、キッズ・プラザ、子育てひろば）との連携において、中心的な役割を担います。

① 福祉的課題への対応

- 子どもの遊びや過ごし方、仲間との交流などの身近な場面から、子どもや保護者の抱える課題を把握し、解決につなげていきます。
- 子どもや子育て家庭の身近な存在として、子育て支援や地域の見守り、ネットワーク支援機能を強化し、すこやか福祉センターや児童相談所等の関係機関と連携した継続的な見守りを行います。
- 法定事業である「利用者支援事業」を活用し、利用者支援専門員を配置し、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うことによりソーシャルワーク機能を効果的・効率的に実施します。

② 地域連携の促進

- 基幹型児童館の職員を核とし、児童館エリア内の地域住民や組織、学校等と連携を図るとともに、地域子ども施設の巡回・支援を通じて、子どもと子育て家庭の支援を強化します。
- 子育て支援活動を行う地域団体や個人の活動を支援し、交流や相互理解を進めて、地域における連携の強化を図ります。

■ 運営方法

- 区職員が運営します。子どもと子育て家庭の福祉的課題に対応するためのソーシャルワーク機能を強化した運営を行うため、福祉職を配置します。
- 区職員は、福祉職としてすこやか福祉センターや児童相談所など、様々な福祉職場での経験を基礎とした上で、児童館職員として必要な専門性と対応力を高めていきます。
- 区職員には、研修の充実や、児童厚生に関する専門資格の取得支援を行い、子どもと子育て家庭に寄り添う専門性の高い人材を育成していきます。

■ 配置

子どもの日常生活圏域等を踏まえて、中学校区に1館（区内9館）とします。2024年度は移行後の運営を想定したモデル事業を行い、2025年度から全9館に展開します。

- 南中野児童館
- 宮の台児童館（中野本郷学童クラブ併設）
- 城山ふれあいの家
- 野方児童館（平和の森学童クラブ併設）
- 上高田児童館
- みずの塔ふれあいの家
- 北原児童館（北原学童クラブ併設）
- 大和児童館（啓明学童クラブ併設）
- かみさぎ児童館（かみさぎ学童クラブ併設）

4-2 乳幼児機能強化型児童館

■ 機能・役割

移行後の乳幼児機能強化型児童館は、0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設として、これまでの児童館が果たしてきた機能・役割に加え、特に乳幼児親子を対象とした事業を強化した運営を行います。

① 乳幼児親子向け事業の充実

- 子育て家庭への支援機能を強化し、乳幼児親子向けの講座やイベントを充実します。
- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て支援情報の提供と、子育て・子育てに関する相談・助言機能を強化します。
- 児童館の状況に応じて、隣接する児童遊園や公園を活用した外遊び事業を展開します。

② 子どもの預かりニーズへの対応

- 共働き世帯の増加など学童クラブの需要が増加しています。待機児童の発生が予測される地域においては、児童館併設の学童クラブを暫定的に継続していきます。

- 現在、一部の児童館において実施している子どもの一時預かり事業については、近隣保育園等の一時保育事業の利用状況を踏まえ、実施を検討します。

■ 運営方法

- 民間事業者が運営します。児童館の運営を委託化することで事業者の乳幼児親子向け事業等のノウハウを活用した運営を行い、魅力ある居場所づくりを目指します。
- 基幹型児童館や地域子ども施設との連携を高めるため、基幹型児童館の職員による巡回・支援を行うとともに、運営の質を確保するための第三者によるモニタリングなどの仕組みを検討します。

■ 配置

区内に8館を配置します。2024年度は乳幼児機能強化型児童館の委託化に向けたモデル事業を行い、2025年度・2026年度にかけて委託を開始します。

- みなみ児童館（2024年度に多田学童クラブ閉鎖予定）
- 弥生児童館
- 朝日が丘児童館（桃園学童クラブ併設）
- 文園児童館（桃園第二学童クラブ併設）※
- 新井薬師児童館（新井学童クラブ併設）
- 大和西児童館（大和学童クラブ併設）
- 西中野児童館（西中野学童クラブ併設）
- 鷺宮児童館（2023年度に鷺宮学童クラブ閉鎖予定）

※文園児童館については、桃園第二小学校の新校舎整備の状況を踏まえ、乳幼児機能強化型児童館への移行時期や学童クラブの継続を検討します。

4-3 中高生機能強化型児童館

■ 機能・役割

移行後の中高生機能強化型児童館は、0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とした施設として、これまでの児童館が果たしてきた機能・役割に加え、特に中学生・高校生世代の子どもを対象とした事業を強化した運営を行います。

① 中高生世代のニーズを踏まえた居場所・遊び場機能の拡充

- 中高生世代の利用を想定し、開館時間の柔軟化（夜間の開館など）を検討します。
- 軽運動やダンス、音楽活動（楽器演奏や歌）など、中高生世代のニーズに対応できる施設とします。
- おしゃべりや交流のための談話スペースを配置します。
- 上記のほか、中高生世代のニーズに対応した機能を設けるため、「若者活動支援事業」において、施設のあり方・機能等については中高生世代の意見を聴き、反映します。
- 上記を実現するため、大幅な改修もしくは建替による施設更新を検討していきます。検討にあたっては、当事者である中高生の意見を施設の基本構想などに反映していきます。

② 中高生世代の交流と社会参加の促進

- 中高生世代の交流や仲間づくりを促進するための事業等を実施します。
- 児童館の運営に子どもたち自身が参画し、地域団体との交流や地域イベントの企画実施など、子どもの自立を促す仕組みを反映した運営とします。

■ 運営方法

- 民間事業者が運営します。児童館の運営を委託化することで事業者の中高生世代向け事業等のノウハウを活用した運営を行い、魅力ある居場所づくりを目指します。
- 基幹型児童館や地域子ども施設との連携を高めるため、基幹型児童館の職員による巡回・支援を行うとともに、運営の質を確保するための第三者によるモニタリングなどの仕組みを検討します。

■ 配置

区内に1館を配置します。

- 若宮児童館

4-4 児童館別の想定スケジュール

- 児童館の機能強化のための3類型への移行時期と、施設整備の想定スケジュールを記載しています。
- 本計画の期間である5年間（2024～2028年度）を記載しています。施設整備の内容は、本計画「3-3 施設整備の考え方」に基づくものです。

[凡 例]

- 施設名称=2023年度時点の児童館を記載
- 分類=移行後の類型を記載（基幹型児童館：基幹型、乳幼児機能強化型児童館：乳幼児型、中高生機能強化型児童館：中高生型）
- 学童併設=学童クラブを設置していない場合は「-」を記載
- [中学校区]=2023年度時点の通学区域図に基づき記載
- 建築年度=主たる建物の建築竣工年度を記載
- 修繕=施設の状態に合わせた利便性向上のための整備
- 改修=大規模改修を実施（施設の状態に応じて休館を伴います）

分類	施設名称	学童併設	[中学校区]所在地	建築年度	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)	2027 (令和9)	2028 (令和10)
基幹型	南中野児童館	-	[南中野] 弥生町 4-36-15	1987	改修 (工事)	基幹型に 移行			
乳幼児型	みなみ児童館	多田学童	[南中野] 南台 5-15-3	1975		改修 (設計)	改修 (工事) ・ 乳幼児型 に移行 (委託化)		
乳幼児型	弥生児童館	-	[第二] 弥生町 1-14-6	1980	改修 (設計)	改修 (工事)	乳幼児型 に移行 (委託化)		
乳幼児型	朝日が丘児童館	桃園学童	[第二] 本町 2-32-14	1987	修繕 ・ モデル 事業運営	乳幼児型 に移行 (委託化)			
基幹型	宮の台児童館	中野本郷学童	[第二] 本町 4-8-16	1993		基幹型に 移行		改修 (設計)	改修 (工事)

分類	施設名称	学童 併設	[中学校区] 所在地	建築 年度	2024 (令和 6)	2025 (令和 7)	2026 (令和 8)	2027 (令和 9)	2028 (令和 10)
乳幼児型	文園児童館	桃園第二 学童	[中野東] 中野 6-10-6	1977			改修 (設計)	改修 (工事)	
基幹型	上高田児童館	—	[第五] 上高田 5-30-15	1987		基幹型に 移行			
乳幼児型	新井薬師 児童館	新井学童	[第五] 新井 5-4-17	2008	修繕	乳幼児型 に移行 (委託化)			
基幹型	北原児童館	北原学童	[緑野] 野方 6-35-13	1994		基幹型に 移行			
基幹型	野方児童館	平和の森 学童	[中野] 新井 2-48-10	1983		基幹型に 移行			改修 (設計)
基幹型	大和児童館	啓明学童	[明和] 大和町 2-8-12	1992		基幹型に 移行			
乳幼児型	大和西児童館	大和学童	[明和] 大和町 4-14-9	1976	改修 (設計)	改修 (工事)	乳幼児型 に移行 (委託化)		
乳幼児型	鷺宮児童館	—	[明和] 鷺宮 3-40-13	1975	改修 (設計)	改修 (工事) ・ 乳幼児型 に移行 (委託化)			
乳幼児型	西中野児童館	西中野 学童	[明和] 白鷺 3-15-5	1975		修繕	乳幼児型 に移行 (委託化)		
中高生型	若宮児童館	—	[明和] 若宮 3-54-7	1978	基本構想 ・ 整備手法 の検討	大幅な改修もしくは建替を 検討・推進			
基幹型	かみさぎ 児童館	かみさぎ 学童	[北中野] 上鷺宮 3-9-19	1982		基幹型に 移行			改修 (設計)
基幹型	みずの塔 ふれあいの家	—	[第七] 江古田 1-9-24	1984	改修 (工事)	基幹型に 移行			
基幹型	城山 ふれあいの家	—	[中野東] 中野 1-20-4	1995	モデル 事業運営	基幹型に 移行			

中野区児童館運営・整備推進計画（案）

2023年（令和5年）11月発行

編集・発行 中野区子ども教育部
子ども・教育政策課、育成活動推進課
〒164-8501 東京都中野区中野四丁目8番1号
電話 03-3389-1111（代表）
<https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp>